

# 令和3年度立入検査の実施について

## 1. 検査の概要

令和3年度は10～12月を建設業取引適正化推進期間としており、当該期間中、石川県知事許可の業者から無作為に10者ほどを選定し、次のとおり検査を実施した。

- ① 令和3年度実施期間：11/17～12/3
- ② 対象者：11者（各土木総合事務所管内より2者程度）
- ③ 検査内容：元請・下請間の取引の適正化と建設業法遵守の推進

## 2. 検査結果（主な指摘事項例）

項目	指摘事項	件数
【見積】	・書面により見積依頼をしていない	8件
	・契約締結以前に見積書を徴収していない	3件
	・最終見積書を徴収していない	7件
	・法定福利費の内訳明示が見積条件となっていない	7件
【契約】	・口頭で契約を締結している	4件
	・契約書の記載事項に不備がある	7件
	・工事着工後に契約を締結している	4件
【支払】	・発注書から支払を受けてから1ヶ月以内に支払われていない	1件
	・根拠はあるが書面にて合意のない差引がある	2件
【標識】	・標識が掲示されていない、又は掲示されているが不備がある	5件
【施工体制台帳】	・作成しているが、記載内容に不備がある	3件

※「2. 検査結果」については、文書による個別指導を行った。

## 3. 特記事項

昨年度に引き続き、見積・契約書類の不備が目立った。見積・契約については、建設業法第19条、第20条等に規定があり、元請・下請間のトラブル防止のためにも見積・契約を適正に行う必要がある。